

女性の再チャレンジ支援プラン（概要）

平成17年12月26日策定・平成18年12月25日改定
女性の再チャレンジ支援策検討会議

女性の意欲と能力が十分に活用できていない現状

- 女性就業希望者：25～54歳で約245万人 ○第1子出産を機に約7割が離職
 - 高学歴の女性ほど再就業が進まず ○女性就業希望者：年間50～60万人台
- 【問題点】
- 子育てが一段落して働きたいが何から始めたらよいかわからない。
 - 子どもがいるので再就職の情報収集や学習、求職活動等が困難。
 - 企業ニーズとのミスマッチにより再就職が困難。
 - 働き続けるのが難しい。

子育てや介護等によりいったん離職した女性の再就職・起業等を総合的に支援

【経過】平成17年 7月25日	女性の再チャレンジ支援策検討会議設置 (男女共同参画推進本部長決定)
平成17年12月26日	「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定
平成18年12月11日	同プランの改定方針について了承
平成18年12月25日	「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定

安心して子育てしながら女性が再チャレンジできる社会の実現

【目標】2015年に女性の労働力人口を25万人増(2005年比)

「女性の再チャレンジ支援プラン」の改定 平成19年度政府予算案 6,992百万円

改定のポイント

- ① 再就職を目指す子育て中の女性が安心して求職活動ができるよう、再チャレンジに必要な子育て支援等を充実
 - ② ニーズ・状況に応じた様々な機関における学習機会の提供等、学習・能力開発支援の推進
 - ③ 支援対象毎のきめ細かい再就職支援の推進、特に以下の事項について施策を推進
 - ・ 企業における再就職女性が活躍しやすい取組の一層の促進
 - ・ 在宅就業者の支援の拡充
 - ・ 女性研究者・医師等の復帰支援の推進
 - ・ 配偶者からの暴力の被害者や母子家庭の母等、困難な状況に置かれた女性の自立支援
- 働き方の見直し等の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やパートタイム労働者等の均衡処遇について留意

1. 再チャレンジしやすい地域環境づくり

- 気軽に相談できる窓口の設置、支援機関のネットワーク化、地域における再チャレンジの推進を「モデル地域」を指定して実施
- 商店街の空き店舗を活用した保育サービス施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業等に対し支援
- 求職中も保育所の利用ができることの積極的周知等、再チャレンジに必要な子育て支援等の充実
- NPO・民間企業・病院等多様な主体の連携による新たな育児関連サービスの提供支援

2. 学習・能力開発支援

- 学習相談や適切な学習機会の提供等、再チャレンジのための学習支援システムの構築
- 大学・専修学校等における再チャレンジのための学習機会の提供
- 国立女性教育会館におけるキャリア形成に関する研修、調査研究、情報提供等の実施
- 放送大学の受講を通じてキャリアアップの可能性を広報等

4. 起業支援及び社会参加の促進

- 女性の起業支援専用サイト、メンター紹介サービス事業の実施や、子育て期にある女性の起業に対する助成
- 創業のための実践的能力や知識、ノウハウの習得を支援する短期集中研修の開催
- 起業意欲のある女性等への融資
- 教育サポーター制度の創設による社会参加の促進

5. 国における総合的な情報提供・調査等

- 子育て支援民間団体との連携による講座実施、教材開発、支援情報ポータルサイトの運営等
- 長期的な視点に立った女性のライフプランニングの支援プログラムの作成

3. 再就職支援

- (1) 企業等への再就職支援及び企業側の取組促進
 - 再就職希望者の登録、情報提供等を内容とする再就職希望者支援事業の実施、「再チャレンジサポートプログラム」を全国47か所に拡充、インターネット（再チャレンジ職場体験）の導入
 - 「再チャレンジハローワーク」における子育て女性へのきめ細やかな支援サービスの実施、ワザーズサロン（仮称）の設置によるサービスの全国展開
 - 育児中の求職者に配慮した公共職業訓練のコース時間の柔軟な設定等
 - 中小企業の少子化対策経営のベストプラクティスをニューラル発信、中小企業の事業所内託児施設の整備資金の融資
 - 求人年齢の上限の緩和促進
- (2) 在宅就業者の支援
 - 情報提供、セミナー開催、相談事業等による在宅就業者支援、特に母子家庭の母への支援
- (3) 女性研究者・医師等の復帰支援
 - 優れた研究者の出産・育児による研究中断からの円滑な復帰の支援
 - 女性研究者の研究と出産・育児等の両立のための大学・公的研究機関の優れた取組の支援
 - 出産・育児等により離職した女性医師・看護師の復帰支援
 - 女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進
- (4) 配偶者からの暴力の被害者や母子家庭の母等困難な状況に置かれた女性の自立支援
 - 配偶者からの暴力の被害者の自立支援 研修実施やアドバイザー派遣等による地方公共団体の支援体制の充実、婦人相談所等への心理的ケアを行う担当職員等の配置、被害者の就職や住居賃借の際の身元保証人確保のための事業の創設
 - 母子家庭の母等への自立支援 母子家庭等就業・自立支援センター等による一貫した就労サービスや養育費確保等、福祉事務所とハローワーク等が一体となった就労支援、母子家庭の母等を雇用する企業への支援、母子家庭の母に係る再チャレンジ税制

※ 施策の概要に係る記述のうち、新規・拡充施策及び新たにプランに盛り込んだ施策については青字で記載している。